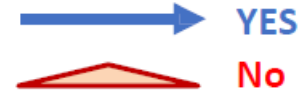


事業再構築指針 類型、要件一覧

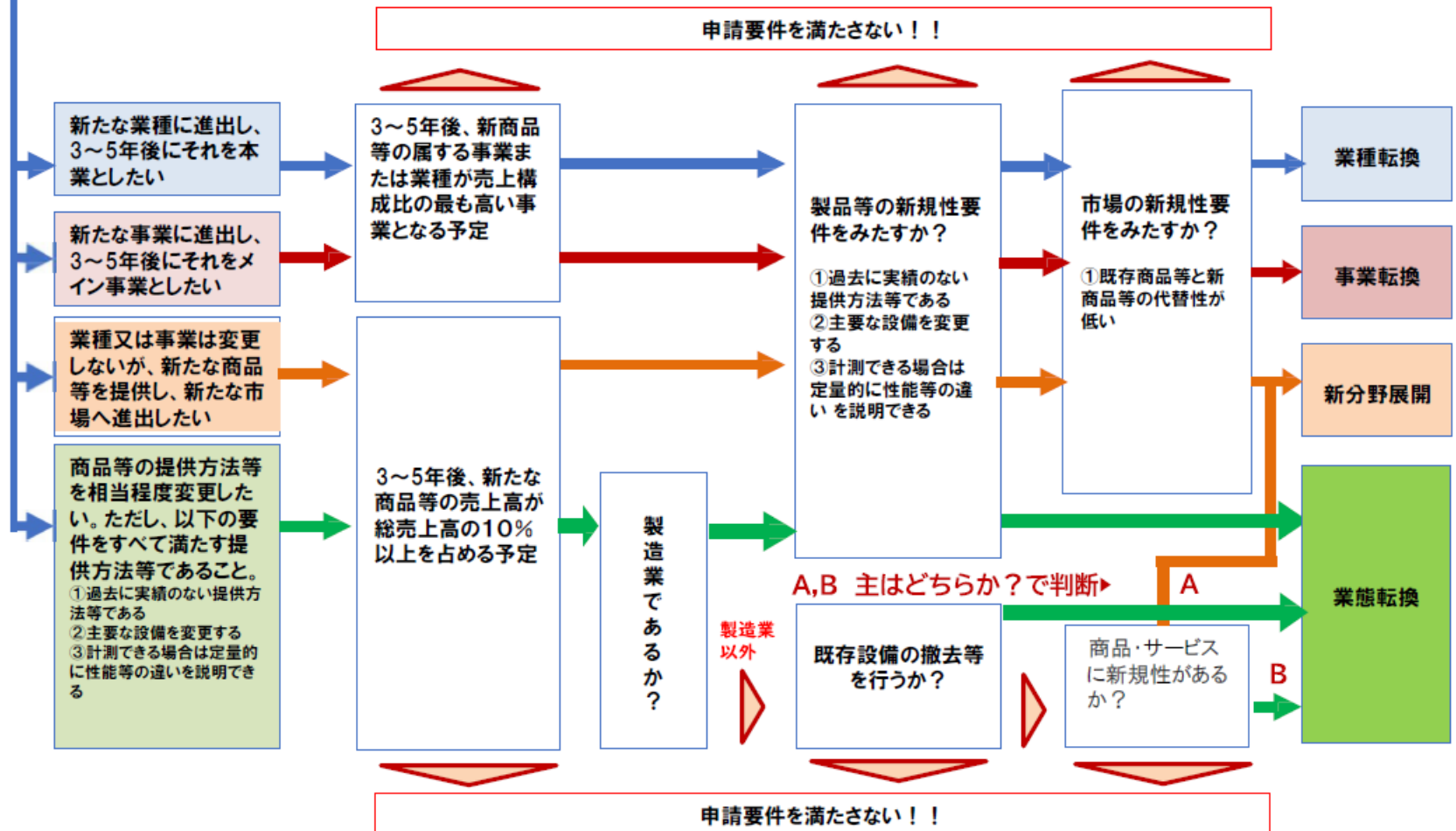
| 要件項目 | 内容 | 類型 | | | |
|----------------------|---|----------------------|----------|------|------|
| 類型定義 再構築する事業が | 新たな「ものづくり」「サービス」で 新たな市場 を開拓する (主たる業種、事業に変更なし) | 新分野展開 | | | |
| | 新たな「ものづくりの方法」や「サービス等の提供方法」を行う (主たる業種、事業に変更なし)・・・相当程度の変更が必要 | | 業態転換 | | |
| | 主たる 業種 を変更する。 (業種・直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、産業分類に基づく大分類の産業) | | | 業種転換 | |
| | 主たる 事業 を変更する。 (事業・直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、産業分類に基づく中小細分類の産業) | | | | 事業転換 |
| | 組織再編を伴う。 組織再編・「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「事業譲渡」等 | 上記4つのどれかに該当する必要があります | | | |
| 製品等 の新規性要件 | ①過去にその事業の 実績がないこと ●初めての事業にチャレンジするものであること | ● | ●(注1) | ● | ● |
| | ②製造等に用いる 主要な設備を変更 すること ●専ら新規事業のために利用する設備投資が必要 | ● | ●(注1) | ● | ● |
| | ③ 定量的に性能又は効能が異なること ●比較できる場合は比較し、出来ない場合はその理由を記載 | ● | ●(注1) | ● | ● |
| 市場 の新規性要件 | ①既存製品等と新製品等の 代替性が低いこと ●新たに組み込む事業が既存事業の売上を喰わないこと | ● | | ● | ● |
| 業態転換で製造業以外 の要件 | 新たな方法で提供される商品若しくはサービスが新規性を有するもの又は既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの | | ●非製造業の場合 | | |
| 売上高構成比要件 | 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな事業の属する業種(事業)が、売上高構成比の 最も高い業種(事業) となる計画 | | | ● | ● |
| 売上高10%要件 | 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな事業の属する業種(事業)が、売上高構成比の 10%以上の業種(事業) となる計画 | ● | ● | | |

(注1)製造業の業態転換の場合は製造方法の新規性に加え、製造される製品も新規性を有することが求められます。

事業再構築補助金類型判定フローチャート



・申請前6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年又は2020年1～3月の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している
 ・補助金額が3000万円を超える案件は金融機関の承認を得ている



A, B 主はどちらか？で判断▶

製造業以外

A

B